

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3078号)

令和6年6月20日

横情審答申第3078号

令和6年6月20日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成元年11月29日教南指第471号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「面談記録（特定月日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「面談記録（特定月日分）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年8月2日付で行った「面談記録（特定月日分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録には、当該個人の氏名が記載されている。これを開示することにより特定の個人を識別できるため、本号本文に該当し、非開示とした。

イ 本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録のうち、話し合った内容及び成果には、当該個人の発言内容及び状況等の情報が記載されている。

当該記載は、当該個人の生活や内心の秘密に関する情報であって、当該個人を識別できないが、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

ウ 審査請求人は、当該非開示部分は本号ただし書イ及びウに該当するため、開示すべきと主張する。

本号ただし書イの該当性の判断に当たっては、本人開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される利益と、開示することによる利益を比較衡量して判断する必要がある。この点、いじめは、一定の人的関係にある児童生徒の間で生じるものであり、その具体的内容は、当該行為を受けた側の情報であると同時に当該行為を行った側の情報でもある。このため、文書の開示・非

開示の判断に当たっては、その調査に関わる児童生徒及びその保護者全員の権利利益について、慎重に判断する必要がある。当該非開示部分は、いじめ事案に関わる個人を特定するおそれがあり、また、特定の個人を識別できないとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、このような情報を開示することは、その調査に関わる児童生徒の健全な発育に影響を与える等、権利利益を侵害するおそれがある。

審査請求人は、当該非開示部分は審査請求人の子の健康・生活を保護するために必要だと主張しているが、当該非開示部分が開示された場合に審査請求人の子の健康・生活が保護されるという利益と、開示しないことにより保護される審査請求人以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとはいえないため、本号ただし書イには該当しないと判断した。

また、当該非開示部分は、公務員の職務遂行に係る内容ではないため、本号ただし書ウに該当しない。

(2) 旧条例第22条第7号の該当性について

本人開示請求者以外の聞き取り内容のうち、話し合った成果については、実施機関がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に係る調査のため、審査請求人を含む関係者への対応や評価等を記載したものである。

これらの情報を開示し、審査請求人又は関係者の認識と異なっていた場合、実施機関とこれらの者との信頼関係が損なわれ、いじめ事案に関する調査が困難になる等、実施機関の業務に支障が生じるおそれがある。また、面談者は、内容について秘密が守られることを前提に面談しており、その前提が崩れると、いじめ事案に関する調査そのものの遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

なお、令和元年8月2日教南指第233号による個人情報一部開示決定通知書では、本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録について、旧条例第22条第3号のみに該当して非開示としていたが、改めて検討したところ、根拠規定に本号を追加する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示部分（黒塗り部分）全てを開示するよう求める。
- (3) 当該文書は、地方公務員であるA教諭及びB教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項、第2条）の職務遂行の内容を記載した文書であり、旧条例第22条第3号ウに該当し、非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
- (4) 当該文書は、審査請求人の子を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人の子が同種のイジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、旧条例第22条第3号イに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。
- (5) 実施機関が、弁明書において追加した旧条例第22条第7号該当の主張は、いずれも抽象的なおそれを指摘するのみで、本件において「客観的なおそれ」、「実質的な支障」及び「支障が生じる蓋然性」があることを指摘していない。よって、本件非開示情報は同号に該当しないから、本件処分は違法である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) いじめに係る対応の事務について

横浜市では、法に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定している。

横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき対応している。

また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組みを行っている。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、特定のいじめ事案に関し、実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った際の教諭と関係児童の保護者と

の面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者の氏名のほか、「話し合いをもった意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。

イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、旧条例第22条第3号及び第7号の該当性について、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 面談した関係児童の保護者の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。

本件保有個人情報のうち、話し合った内容には、面談した関係児童の保護者の発言内容が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、特定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。

次に、話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されている。これらの情報は、教諭の考えに係る情報であるが、同時に関係児童の保護者の個人情報でもあることが認められ、これを開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第22条第7号の該当性について

実施機関は、話し合った成果について本号該当性を主張するが、上記(4)イのとおり同条第3号に該当するため、本号該当性を検討するまでもない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報をも旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 飯島奈津子、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年1月15日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年2月15日 (第300回第三部会)	・審議
令和6年3月21日 (第301回第三部会)	・審議
令和6年4月18日 (第302回第三部会)	・審議